

環 境 課



南信州環境メッセ 2023



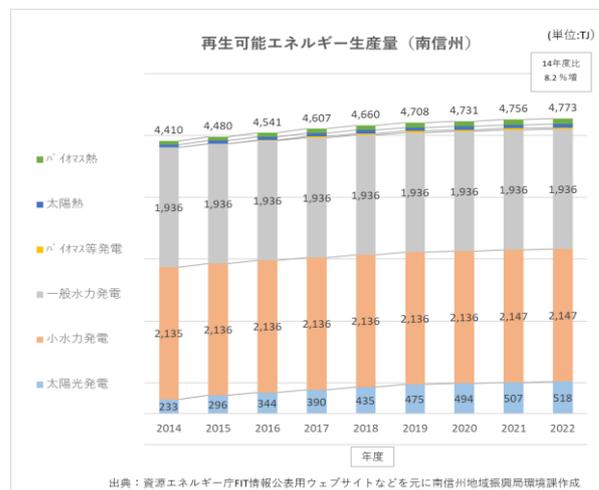
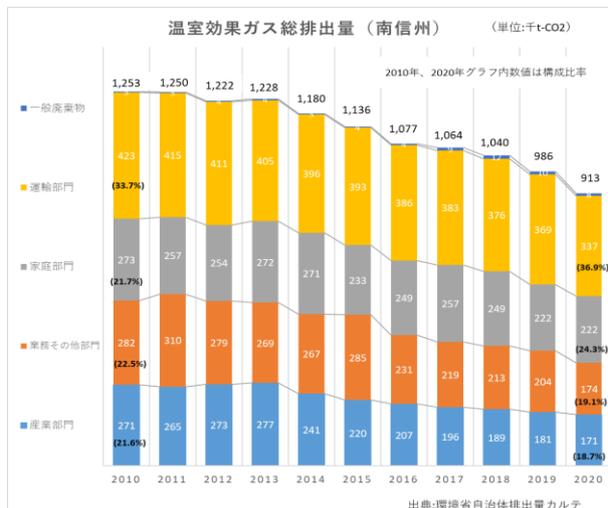
天竜小渋水系県立公園 鷺流峡



南信州プラスチックスマート推進
(環境学習・ウミガメ放流体験ツアー)

1 ゼロカーボンへの取組み（気候変動対策）及び環境保全

(1) 温室効果ガス総排出量及び再生可能エネルギー導入容量の現状



温室効果ガス総排出量は減少し、再生可能エネルギー導入容量は増加している。2050 ゼロカーボン実現に向け、今後も更なる取組みが必要。

(2) 南信州環境メッセ 2023（ゼロカーボン活動推進見本市）の開催

南信州広域連合及び自然エネルギーの普及等に取り組む各種団体等と協働して実行委員会を組織し、「リニアとともに地域がにぎわう環境先進地を目指して」を副題に開催しました。

- 令和5年10月28日（土）・29日（日）
 - ・ゼロカーボンミーティング in 南信州及びエシカルシンポジウムの開催
 - ・ブース等の出展、次世代自動車等展示・試乗体験
 - ・子どもゼロカーボンチャレンジ講座、SDGsカードゲームの実施 等
- （出展団体 59、来場者 1,691 人、YouTube 視聴者 477 人）



(3) プラスチックスマートの推進

圏域で唯一の組織「南信州プラスチックスマート推進協議会」において、プラスチックごみの海洋汚染防止等の啓発をしました。

- ・遠州灘海岸における環境学習・ウミガメ放流体験ツアーの実施。
- ・展示パネル等を南信州環境メッセ 2023 で展示
- ・設立 15 周年記念事業としてプラスチックごみ削減セミナー in 南信州（基調講演及びカードゲーム体験会）を開催
- ・2月を南信州プラスチックスマート推進月間として、管内市町村で街頭啓発をするなど一斉啓発活動を実施。



2 自然保護

(1) 自然公園等の状況

ア 自然公園

自然公園名	面積 (ha)			管内関係市町村及び面積 (ha)
	公園	県内	管内	
南アルプス国立公園 (昭和 39. 6. 1 指定)	35, 752	14, 079	7, 025	飯田市 3, 373 大鹿村 3, 652
天竜奥三河国立公園 (昭和 44. 1. 10 指定)	25, 720	5, 926	5, 926	飯田市 1, 664 阿南町 568 根羽村 669 売木村 512 天龍村 1, 495 泰阜村 978 下條村 40
中央アルプス国立公園 (令和 2. 3. 27 指定)	35, 116	35, 116	11, 027	飯田市 6, 556 松川町 940 高森町 439 阿智村 3, 092
天竜小洪水系県立公園 (昭和 45. 12. 21 指定)	2, 594	2, 594	2, 318	飯田市 273 松川町 566 高森町 108 喬木村 317 豊丘村 91 大鹿村 963

イ 郷土環境保全地域の指定

地域名	所在地	指定年月日	面積 (ha)
開善寺	飯田市上川路 1000	昭和 58 年 3 月 22 日	2. 01
大平宿	飯田市上飯田	昭和 62 年 4 月 13 日	290. 06
野底山	飯田市上郷黒田	平成 9 年 12 月 8 日	133. 71
計	3 地域		425. 78

ウ 天竜小洪水系県立公園地域会議の設置

関係市町村や自然保護団体、観光事業者等による「天竜小洪水系県立公園地域会議」を令和 2 年 2 月に設置し、同公園の優れた自然環境の保護と適正な利用に向け、令和 4 年 1 月に公園計画の見直しを行いました。



【天竜奥三河国立公園天龍峡姑射橋付近】

エ 県条例に基づく指定（特別指定）希少野生動植物の管内生育・生息状況

種 別	県内	管内
維管束植物	52(14)	30(7)
脊椎動物	9(2)	6(2)
無脊椎動物	19(4)	4(1)

注) () 内は特別指定種数で、内数



【ヤシャイノデ】



【ササユリ】



【ブッポウソウ】

写真提供 羽田野頼一氏

(2) 自然公園法、県立自然公園条例に基づく許可等

自然環境保全のため、自然公園法、県立自然公園条例、県自然環境保全条例に基づく許可等を行いました。(単位：件)

年度	項 目 公 園 名	許 可 等				計
		工作物 新築等	土石の 採 取	土地の 形状変更	その他	
令和3 年度	南アルプス国立公園	0	0	0	0	0
	天竜奥三河国定公園	29	8	0	1	38
	中央アルプス国定公園	3	0	1	3	7
	天竜小渋水系県立公園	5	6	0	2	13
	計	37	14	1	6	58
令和4 年度	南アルプス国立公園	1	0	0	0	1
	天竜奥三河国定公園	19	13	2	2	36
	中央アルプス国定公園	6	0	0	0	6
	天竜小渋水系県立公園	8	6(1)	1	2	17(1)
	計	34	19(1)	3	4	60(1)
令和5 年度	南アルプス国立公園	2	0	0	0	2
	天竜奥三河国定公園	27	9	5	3	44
	中央アルプス国定公園	3	0	1	2	6
	天竜小渋水系県立公園	8	5	1	1	15
	計	40	14	7	6	67

注) () 内は、経由件数（環境大臣または知事許可等）であり、外数

自然環境保全条例に基づく届出等

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	届出	協定	届出	協定	届出	協定
工作物新築等	0	0	0	0	0	0
土石採取・その他	1	1	0	0	0	0
計	1	1	0	0	0	0

3 環境対策

(1) 水道水源保全地区の指定

長野県水環境保全条例に基づき 7 地区を指定し、上水道の良好な水質及び量の確保と水環境意識の高揚に努めています。

(2) 名水百選

管内には、名水百選に選定された湧水が 2 箇所あり、信州の名水・秘水に選定された湧水が 1 箇所あります。



水道水源保全地区	面積 (ha)	指定年月日
① 水荒沢水道水源保全地区	21.00	平成 6 年 2 月 28 日
② 大松沢水道水源保全地区	39.70	平成 6 年 10 月 6 日
③ 長九郎沢水道水源保全地区	66.85	平成 7 年 2 月 13 日
④ 荊野水道水源保全地区	109.70	平成 8 年 2 月 22 日
⑤ 金七沢水道水源保全地区	157.00	平成 9 年 5 月 29 日
⑥ 風吹山水道水源保全地区	15.08	平成 12 年 3 月 9 日
⑦ 岩倉水道水源保全地区	31.58	平成 12 年 7 月 27 日

4 水道対策

水道普及率（法定水道）は、令和3年度末では、98.7%で、県全体の99.0%に比べると0.3%低くなっています。

(1) 管内の水道普及率

(令和4年3月31日現在)

区分 市町村	上水道	簡易水道	専用水道	計	現在給水人口	行政区域内人口	水道普及率	法定外水道	
								飲料水供給施設	簡易給水施設
飯田市	1	1		2	95,437 ^人	96,204 ^人	99.2%		2
松川町	1			1	12,236	12,325	99.3%	1	
高森町	1	1		2	12,626	12,713	99.3%		1
阿南町		1		1	3,790	4,151	91.3%		2
阿智村	1			1	5,798	5,910	98.1%	2	2
平谷村		1		1	351	373	94.1%		1
根羽村		1		1	819	850	96.4%		
下條村		1		1	3,429	3,459	99.1%		
売木村		1		1	495	517	95.7%		
天龍村		1		1	1,004	1,113	90.2%	1	5
泰阜村		1		1	1,428	1,486	96.1%		
喬木村	1			1	5,755	5,776	99.6%	1	
豊丘村	1			1	6,321	6,357	99.4%		
大鹿村		1	1	2	793	973	81.5%		1
管内合計	6	10	1	17	150,282	152,207	98.7%	5	14
長野県計	61 (14)	124	69	254 (14)	2,000,738	2,020,788	99.0%	98	127

注1) ()内の数字は、複数の市町村にまたがる水道施設の内数

注2) 行政区域内人口：給水区域内人口及び現在給水人口

注3) 水道普及率＝（現在給水人口／行政区域内人口×100）

(2) 立入検査及び指導の状況

区分	立入件数		指導延べ件数	
	4年度	5年度	4年度	5年度
上水道	1	4	0	0
簡易水道	5	1	18	0
飲料水供給施設	2	2	1	0
簡易給水施設	4	3	0	0
合計	12	10	19	0

5 生活排水対策

生活排水の処理は、公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽により進められており、これらの生活排水処理施設を利用できる人口の割合を示す汚水処理人口普及率は、令和4年度末において97.0%となっています。

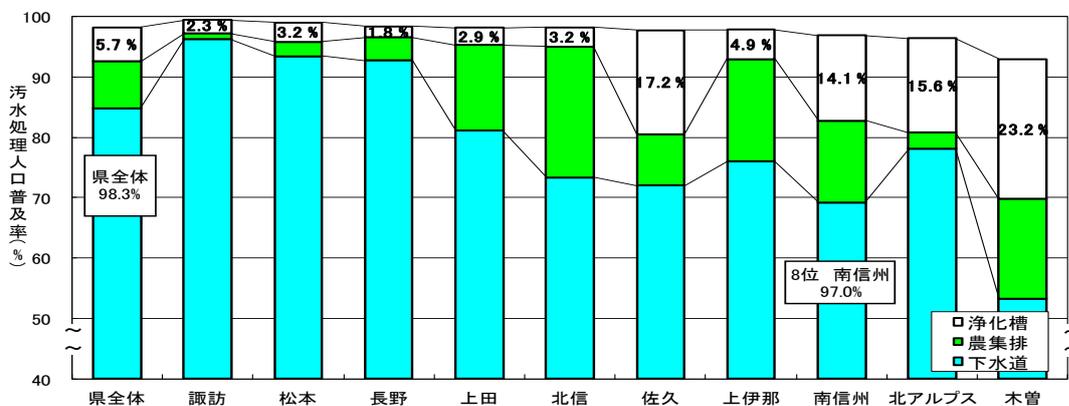
(1) 管内の汚水処理人口及び同普及率 (令和5年3月31日現在)

区分	人口 (人)	汚水処理人口 (人)				普及率 (%)			
		公共・ 特環 下水道	農業集 落排水 施設等	浄化槽、 コミュニティ・ プラント	計	公共・ 特環 下水道	農業集 落排水 施設等	浄化槽、 コミュニティ・ プラント	計
飯田市	96,557	80,625	5,600	7,918	94,143	83.5	5.8	8.2	97.5
松川町	12,690	5,431	5,292	1,751	12,474	42.8	41.7	13.8	98.3
高森町	12,811	8,583	2,921	1,243	12,747	67.0	22.8	9.7	99.5
阿南町	4,144	0	2,246	1,463	3,709	0.0	54.2	35.3	89.5
阿智村	6,030	2,997	929	1,809	5,735	49.7	15.4	30.0	95.1
平谷村	376	0	334	33	367	0.0	88.8	8.8	97.6
根羽村	839	0	626	188	814	0.0	74.6	22.4	97.0
下條村	3,505	0	0	3,393	3,393	0.0	0.0	96.8	96.8
売木村	479	0	310	155	465	0.0	64.7	32.4	97.1
天龍村	1,116	745	0	225	971	66.8	0.0	20.2	87.0
泰阜村	1,488	0	0	1,135	1,135	0.0	0.0	76.3	76.3
喬木村	6,029	4,540	506	904	5,951	75.3	8.4	15.0	98.7
豊丘村	6,596	3,371	2,183	1,009	6,563	51.1	33.1	15.3	99.5
大鹿村	907	0	0	528	528	0.0	0.0	58.2	58.2
合計	153,567	106,293	20,947	21,755	148,994	69.2	13.6	14.2	97.0

注) 普及率については、四捨五入しているため合計が合わないことがある。

(2) 汚水処理人口普及率の比較

管内の汚水処理人口普及率は、10 地域振興局中 8 位となっています。
このうち、浄化槽による汚水処理率は 14.1% で、県平均の約 2.5 倍となっています。



(3) 浄化槽の立入検査及び指導の状況

区 分	立入件数		うち指導件数	
	4年度	5年度	4年度	5年度
浄化槽管理者	74	77	4	0
浄化槽保守点検業者	15	0	0	0

6 公害対策

水質汚濁防止法、大気汚染防止法等に基づく特定施設、ばい煙・粉じん発生施設の設置等について指導を行い、特定事業場の監視指導と公害に係る苦情処理に努めています。

また、化学物質管理促進法（PRTR法）に基づく化学物質（354種）の排出量削減について指導に努めるとともに、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染対策を指導しています。

(1) 水質関係

ア 規制対象事業場数 (令和6年3月31日現在)

区 分	届出事業場数	うち基準適用事業場数
水質汚濁防止法	943	228
公害防止条例	43	14
合 計	986	242

イ 立入検査及び指導の状況

区 分	立入件数 (事業所数)		うち指導件数	
	4年度	5年度	4年度	5年度
水質汚濁防止法	31	31	6	4
公害防止条例	0	0	0	0

(2) 大気関係

ア 規制対象施設数 (令和6年3月31日現在)

区 分		届 出 施 設
大気汚染防止法	ばい煙	299
	粉じん	70
公害防止条例	ばい煙	1
	粉じん	174
合 計		544

イ 立入検査及び指導の状況

区 分	立入件数 (施設数)		うち指導件数	
	4年度	5年度	4年度	5年度
大気汚染防止法	17	13	0	0
公害防止条例	0	0	0	0

(3) 公害苦情等の受理件数

ア 種類別取扱件数の推移

(単位：件)

種 類	年 度				
	元	2	3	4	5
水質汚染	5	2	1	1	0
大気汚染	1	3	4	0	0
騒音	0	0	0	0	0
悪臭	0	0	4	0	1
その他	8	0	0	0	0
合計	14	5	9	1	1

イ 発生源別取扱件数の推移

(単位：件)

発生源	年 度				
	元	2	3	4	5
畜産農業・農業	1	1	0	0	0
製造業	1	2	5	1	0
建設業	1	0	1	0	1
商店・旅館・飲食店	2	0	0	0	0
一般家庭	4	0	1	0	0
その他	5	2	2	0	0
合計	14	5	9	1	1

(4) PRTR制度に基づく排出・移動量の届出状況（令和5年度）

業 種	届出事業所数
製 造 業	39
化学工業	1
燃料小売業	49
石油卸売業	1
下水道業	11
廃棄物処分業	5
計	106

注) PRTR (Pollutant Release and Transfer Register：化学物質排出移動量届出制度)

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みをいう。

(5) 土壌汚染対策法に基づく指定状況

(令和6年3月31日現在)

土壌汚染状況調査報告済み件数	4
うち汚染区域指定件数	1
土壌汚染状況調査報告猶予の確認件数	15

7 公害関係検査実施状況

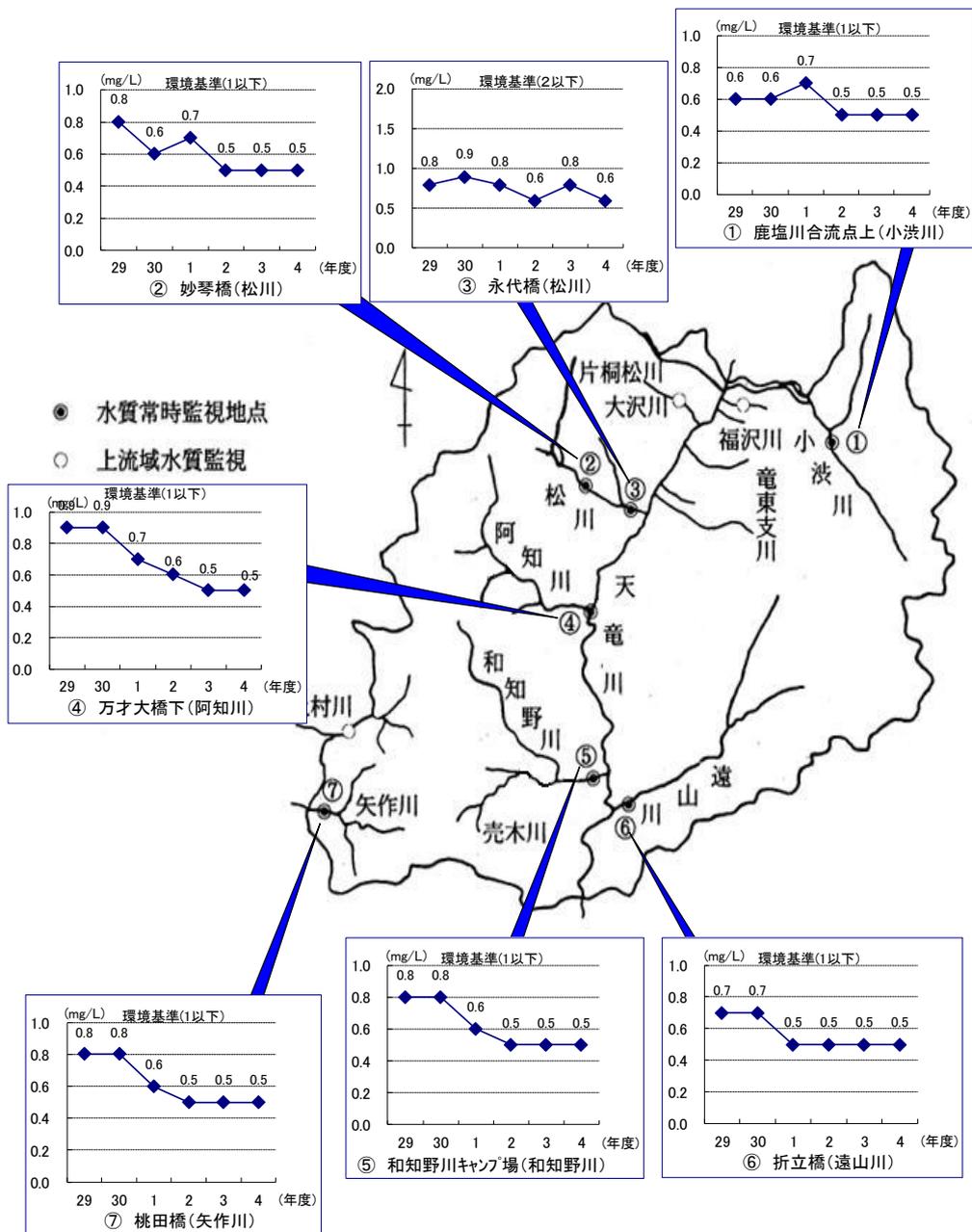
(1) 水質検査

水質汚濁防止法に基づく水質常時監視、上流域等水質監視を次のとおり実施しました。

ア 水質常時監視

県の水質測定計画に基づき、管内の7地点で水質常時監視測定を実施しています。水質は良好であり、全地点でBOD（生物化学的酸素要求量）環境基準達成しています。

管内 主要河川の水質（BOD）



注)いずれも、BODの75%値による評価

イ 公共用水域水質測定

(令和5年度)

区分	測定項目	延べ調査数	基準超過数	測定回数
生活環境項目	pH（水素イオン濃度）、DO（溶存酸素）、BOD、SS（浮遊物質）、大腸菌群数	510	86	12回／年
	全窒素、全りん、全亜鉛、ノルフェノール、LAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）	100	0	4回／年
健康項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等、重金属、揮発性有機化合物等、農薬	440	0	4回／年

注) 生活環境項目における基準超過は pH、SS 及び大腸菌群数

ウ 地下水水質測定

(令和5年6月・10月)

区分	測定項目	調査地点数	基準超過数	測定回数
概況調査	揮発性有機化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、重金属等	1	1	1回／年
継続監視調査	揮発性有機化合物、砒素、フッ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	3	1回又は2回／年

(2) 大気常時監視

県の大気測定計画に基づき、一般環境大気の測定を飯田合同庁舎測定局（道路周辺大気の測定は令和元年度まで飯田インターチェンジ測定局でも実施）で通年実施しました。主な大気物質の年平均値の推移は次のとおりです。

